

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）

～こども誰でも通園制度の概要～

制度概要

- 児童福祉法において「乳児等通園支援事業」（※1）を規定。

(※1) 保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であつて満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- 子ども・子育て支援法において、「子どものための教育・保育給付」とは別に、「乳児等のための支援給付」を規定。
- 利用対象者は、満3歳未満の小学校就学前子どもであつて、子どものための教育・保育給付を受けていない者（※2）とし、月一定時間までの利用可能枠（※3）の中で利用が可能。

(※2) 0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということは子どもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。

(※3) 市町村は、利用対象者に対して、乳児等支援給付費を支給する。
具体的には、「内閣総理大臣が定める基準により算出した費用の額に、利用時間（10時間以上であつて乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間が上限）を乗じた額を支給する。
また、令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であつて内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することが可能（令和8・9年度の2年間の経過措置）。
- 本制度を行う事業所について、市町村による認可の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする（※4）。

(※4) 国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市町村長の認可が必要であり、市町村は、条例で定める基準に適合している場合は認可を行う（市町村は、内閣府令で定める基準に従い又は参照し、設備運営基準に関する条例を制定）

等

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
 - ・115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- 法律上制度化し、実施自治体数を拡充
 - ・法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- 法律に基づく新たな給付制度
 - ・全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・内閣府令で定める月一定時間までの利用枠